注29　⑽の種類の欄には、例えば、「分波器（２分波）」のように記載すること。

注30　⑾の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。

注31　⑾の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制御電圧範囲を記載すること。

注32　⑮の線種の欄は、例えば「７Ｃ－２Ｖ」、「６心ＧＩ型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

注33　⑮の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB／km（1,550nm）」、「最高35dB／km（450MHz）、最低５dB／km（70MHz）」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。

注34　⑮の電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が５kmを超える場合に限り、□にレ印を付けること。

注35　⑯の備考の欄は、自家柱について、長さが６メートル以下であるもの及び長さが６メートルを超えるものであって元口から６メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。

注36　⑰の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

注37　⑰の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第２号）第２条第１項第４号及び第５号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。

注38　⑱の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第５章第２節第１款第２目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア　ヘッドエンド設備、伝送路設備等の設備構成図並びにこれらの接続構成図

イ　第151条に規定する予備機器の設置等に関する説明書

ウ　第154条において準用する第105条に規定する故障検出に関する説明書

エ　第154条において準用する第106条に規定する配備している試験機器及び応急復旧機材の一覧並びに説明書

オ　第154条において準用する第107条に規定する耐震対策に関する説明書

カ　第154条において準用する第109条に規定する停電対策に関する説明書

キ　第152条に規定する強電流電線に起因する誘導対策に関する説明書

ク　第154条において準用する第111条に規定する防火対策に関する説明書

ケ　第154条において準用する第112条に規定する屋外設備に関する説明書

コ　第153条に規定するヘッドエンドを収容する建築物に関する説明書

サ　第154条において準用する第114条に規定する耐雷対策に関する説明書

注39　⑲の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２章に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第23条から第25条までの各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説